

この度は、弊社の義肢装具をご使用していただきありがとうございます。

さて、身体障害者手帳を交付されました患者様は今後、以下の方法にて継続的に義肢装具の新調・修理（パーツ交換）等が可能となります。

### ① 身体障害者手帳を利用する場合

兵庫県の場合、県立総合リハビリテーション内にある県立身体障害者更生相談所での判定を受け、原則的に現状と同じ義肢装具が処方されます。

療養費払いと異なり一時立替ではありません。現在は原則1割の負担額を弊社へお支払いとなります。

### ② 健康保険を利用する場合

(国保・老保・協会けんぽ・共済組合・土建組合など)  
今回製作されました義肢装具と同様に、病院にて医師の処方を受け採型、納品となります。

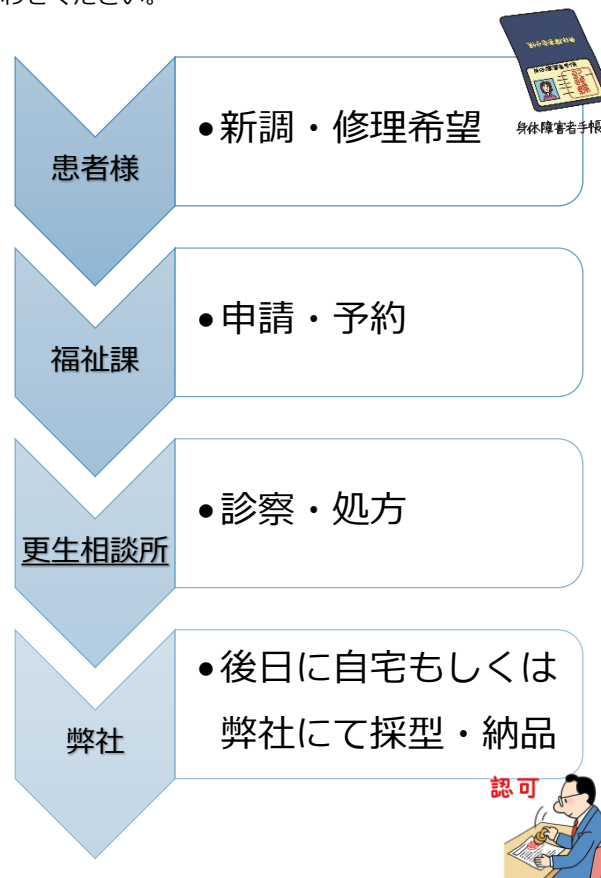
療養費払いにて全額を弊社にお支払い後に、ご加入されている各保険機関に還付申請をしていただけます。その後保険給付率によりご負担額を差し引かれた代金がご指定の口座へ振り込まれます。

### ① 身体障害者手帳を利用する場合

#### 1) 県立身体障害者更生相談所での判定・処方

管轄の市町村福祉課に相談して予約をいれ、直接兵庫県立総合リハビリテーションセンターへ出向き、更生相談所で判定・処方を受けていただけます。

※完全予約制のため事前に市町村の福祉課へお問い合わせください。



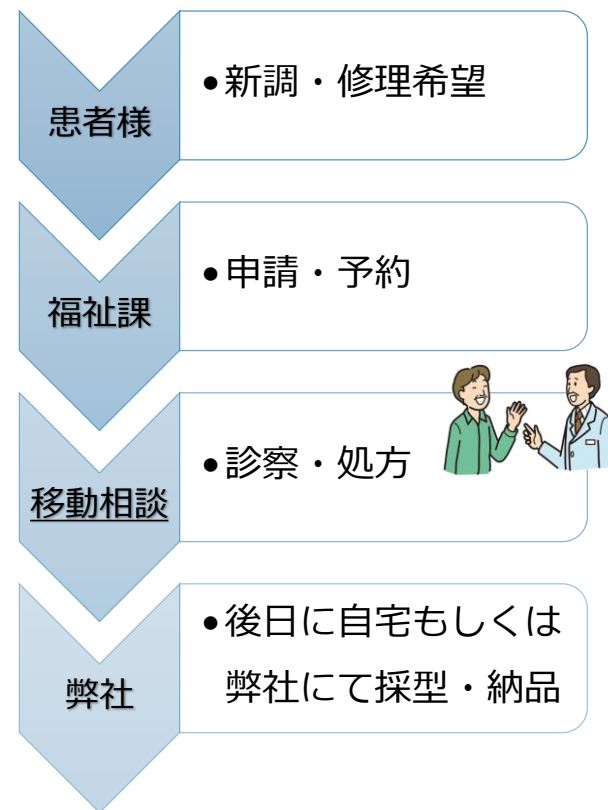
※診察後、約1ヶ月程で市町村より許可が下ります。その間に採型・仮合わせを行い、許可後に納品になります。

※状況により、許可、採型、納品が遅れる場合があります。

#### 2) 移動（巡回）相談を利用しての判定・処方

更生相談所では、遠方の患者様のために移動相談を各地域で実施しています。完全予約制のために事前に管轄の市町村福祉課へ申請が必要です。

日時、場所などにつきましては市町村福祉課もしくは弊社までお問い合わせ下さい。



※診察後、約1ヶ月程で市町村より許可が下ります。その間に採型・仮合わせを行い、許可後に納品になります。

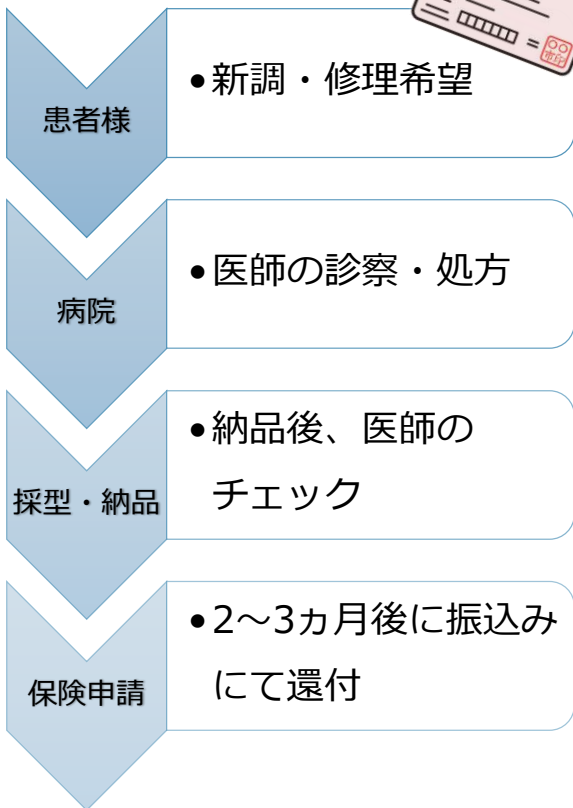
※移動相談会場で採型を行う場合もあります。

※状況により、許可、採型、納品が遅れる場合があります。

## ② 健康保険を利用の場合

新調・修理を希望される場合はまず、病院にて医師の診察、処方を受けていただきます。その後病院にて採型、納品となります。

納品時に弊社へ全額支払いとなり、その後各保険者へ還付申請となります。



※採型後、約1～2週間で納品となります。仮合わせを行う場合はさらに1～2週間納品は延期されます。

※保険者によっては還付が受けられない場合もあります。

## 平成30年度 巡回（移動）相談日程表

	西播磨 中播磨	丹波 但馬
4月		
5月		18日（金） 豊岡市 豊岡市福祉事務所
6月	8日（金） 姫路市 姫路市役所 10F	1日（金） 丹波市 氷上住民センター
7月	27日（金） 赤穂市 赤穂市総合福祉会館	
8月		31日（金） 養父市 養父公民館
9月	21日（金） 宍粟市 宍粟防災センター	
10月	26日（金） 姫路市 姫路市役所 10F	19日（金） 篠山市 篠山市民センター
11月		16日（金） 新温泉町 保健福祉センター 「すこやか〜に」
12月	7日（金） たつの市福祉会館	
1月		
2月	22日（金） 姫路市 姫路市役所 10F	
3月		2日（金） 朝来市 和田山生涯学習センター

## 身障手帳・健康保険での 義肢装具の作り方



株式会社 **福本義肢製作所**

〒678-0004  
兵庫県相生市池之内488番2  
TEL (0791) 23-2155  
FAX (0791) 23-6228  
URL : <http://www.fukumotogishi.com/>  
E-mail : [fugishi@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:fugishi@skyblue.ocn.ne.jp)